

新型コロナウイルス感染症感染対策に係る変更点について

1. 令和5年度 COVID-19 対応方針

令和5年4月1日（土）～5月7日（日）まで。

2. 新型コロナウイルス感染症が疑われる学生の登校までの流れ

令和5年4月1日（土）～5月7日（日）まで。5月8日（月）以降は、「学生の通学が困難となる事由が発生した場合の授業等の取り扱いについて（別表3（学校保健安全法）」）に準じる。

3. 健康確認表（スプレッドシート）

令和5年3月31日（金）をもって終了する。ただし、令和5年4月1日（土）～5月7日（日）の期間で濃厚接触者・感染者になった場合は、所定の「健康確認表（紙面）」を提出する。

4. 学外授業計画、課外活動（学外活動）計画

令和5年4月1日（土）～5月7日（日）まで。5月8日（月）以降は、「学外活動の許可願（様式21）」、「施設・備品使用願（様式23）」を提出する。

5. 新型コロナウイルス感染症等報告書

令和5年4月1日（土）～5月7日（日）まで。5月8日（月）以降は、「学生の通学が困難となる事由発生による授業欠席届（様式14）」を提出する。

6. 座席指定及び長机の椅子の数

令和5年度より、座席の場所は、学生の判断に委ねる。長机の椅子の数は、2脚設置する。ただし、授業の内容によっては、座席指定及び長机の椅子の数は、科目担当者の判断に委ねる。

7. 授業中のマスクの着用

令和5年度より、個人の判断に委ねる。ただし、授業の内容によっては、科目担当者の判断に委ねる。

8. 昼食場所

新型コロナウイルス感染症対策以前に戻す。原則、学生ホールとピロティを使用し、教室での飲食は禁止する（新型コロナウイルス感染症感染対策以前に戻す。）。

9. その他

適宜、新型コロナウイルス感染症感染対策に係る変更を行う。